

日行連発第 386 号
令和 4 年 6 月 28 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
申請取次行政書士管理委員会
委員長 田村 公隆

申請取次申出時に提出する写真サイズ等の変更について（周知依頼）

平素は、本会事業にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、出入国在留管理庁より、本年 7 月 1 日から申請取次申出の際に提出する写真サイズ等について、別添のとおり変更を予定している旨の案内がありましたのでお知らせいたします。

経過措置として、1 か月間は、従来のサイズ（2 cm×2 cm）での提出も受付可とするとのことですが、各単位会におかれましては、所属会員への周知方にご協力のほどお願い申し上げます。

本会といたしましても、日行連ホームページ及び会員サイト「連 con」に掲載して会員向けの告知を行うこととしております。

なお、「申請取次申出書」等の書式について速やかに改訂し、別途お知らせいたします。

何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【別添】

- ・申請等取次者としての承認の申出等をされる方へ（出入国在留管理庁）
※本件に係るお問合せは、管轄の地方出入国在留管理局へお願いいたします。

以上

令和4年6月28日
出入国在留管理庁

申請等取次者としての承認の申出等をされる方へ

申請等取次者申出等の際に提出する写真について、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、「各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則としてサイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。」とされたことから、7月1日以降、次のように変更する予定です。

なお、7月1日以降も、1か月の間は、従来の2cm×2cmの写真の提出も受け付けることとします。

- 1 写真のサイズについて
3.0cm×2.4cm（運転免許証サイズ）
- 2 撮影時期について
提出日前6か月以内

○申請等取次の承認手続き等については、出入国在留管理庁ホームページ「申請等取次制度について」に掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00262.html